

付録①

教育職員免許状事務主管課一覧（近県）

都 県 名	部 課 名	住 所	電 話 番 号 (直通)
福 島 県	義 務 教 育 課	〒960-8688 福島市杉妻町2-16	024-521-7796
茨 城 県	教 育 改 革 課	〒310-8588 水戸市笠原町978-6	029-301-5274
群 馬 県	学 校 人 事 課	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1	027-226-4601
埼 玉 県	教 職 員 採 用 課	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-6674
千 葉 県	教 職 員 課	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	0120-23-1008
東 京 都	選 考 課	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1	03-5320-6788
神 奈 川 県	教 職 員 企 画 課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	045-210-1111
新 潟 県	義 務 教 育 課	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1	025-280-5629
山 梨 県	義 務 教 育 課	〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1	055-223-1755
長 野 県	高 校 教 育 課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7428
静 岡 県	義 務 教 育 課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	054-221-2758

栃木県免許法認定講習の「特別支援教育に関する科目」読み替え表（平成19年5月1日付け教職号外での配布資料）

新法（科目区分）		昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	聾教育 障害児教育	盲教育 障害児教育	聾教育	盲教育 障害児教育	聾教育 精神薄弱教育	盲教育	聾教育 障害児教育学	
	第二欄	視覚	心理、生理及び病理	盲心理 視覚生理及び病理		盲心理 視覚生理及び病理		盲心理 視覚生理及び病理	盲心理 視覚生理及び病理
教育課程及び指導法				点字の理論及び実際		点字の理論及び実際		点字の理論及び実際	
聴覚		心理、生理及び病理	聴覚音声生理及び病理	聾心理	聴覚音声生理及び病理	聾心理	聴覚音声生理及び病理	聾心理	聴覚音声生理及び病理
		教育課程及び指導法		言語指導の理論及び実際		言語指導の理論及び実際		言語指導の理論及び実際	
知・肢・病	心理、生理及び病理	障害児心理 障害児の保健	障害児心理	精神薄弱生理病理(1)・(2)	障害児の心理		障害児心理		
	教育課程及び指導法			精神薄弱心理特講		精神薄弱心理特講	障害児教育特講	障害児教育方法学	

新法（科目区分）		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	盲教育	聾教育 障害児教育学	盲教育原理 障害児教育学	聴覚障害児の教育と方法 障害児教育学		障害児教育学	障害児教育学	
	第二欄	視覚	心理、生理及び病理	盲心理 視覚生理及び病理		盲心理			
教育課程及び指導法			点字の理論及び実際			視覚障害教育指導法			
聴覚		心理、生理及び病理	聾心理	聴覚音声生理及び病理			聴覚障害の心理と生理		
		教育課程及び指導法	言語指導の理論及び実際		言語の習得と指導				
知・肢・病	心理、生理及び病理	障害児心理		障害児心理学		障害児心理学	障害児心理学		
	教育課程及び指導法		障害児教育方法学		障害児教育方法学	障害児教育学特講	障害児教育課程論	障害児教育方法学	

新法（科目区分）		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害児教育学	障害児教育特講 障害児教育学	障害児教育概論 障害児教育学	障害児教育概論 障害児教育学	障害児教育学 障害児教育	
	第二欄	視覚	心理、生理及び病理	視覚障害心理			視覚障害児心理
教育課程及び指導法					視覚障害指導法	重複障害児教育課程・指導論	
聴覚		心理、生理及び病理		聴覚障害心理			
		教育課程及び指導法	聴覚障害指導法			聴覚障害指導法	重複障害児教育課程・指導論
知・肢・病	心理、生理及び病理	障害児心理学		障害児心理学		障害児心理学	
	教育課程及び指導法		障害児教育課程論		障害児教育方法学	重複障害児教育課程・指導論	

・「知」は「知的障害者」、「肢」は「肢体不自由者」、「病」は「病弱者」の略

・新法（科目区分）の「心理、生理及び病理」は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」、「教育課程及び指導法」は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の略

・「知・肢・病」の単位については、いずれかの1つの領域取得の際に使うことができる。（単位数は1単位）

・平成18年度開設「重複障害児教育課程・指導論」は、視覚・聴覚・知・肢・病のいずれかの1つの領域取得の際の第二欄「教育課程及び指導法」として使うことができる。（単位数は1単位）

平成10年免許法改正に係る新旧読み替え表

栃木県が開設した認定講習について、下の表の⇔のとおり新法・旧法相互に読み替えることができます。

(この読み替えは栃木県が開設した認定講習のみ適用できます。他県の認定講習や大学の通信教育で修得した単位を読み替える場合は、個別に主催県、大学にお問い合わせください。)

新法(現行法)の科目・事項			旧法(S63~H9)の科目	
科目	事項		科目	
第2欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	(新設)	/	
	教員の職務内容 (研修、服務及び身分保障等を含む。)	(新設)		
	進路選択に資する各種の機会の提供等	(新設)		
第3欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	⇔	第2欄	教育の本質及び目標に関する科目
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	⇔		幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	⇔		教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目
第4欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	⇔		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)に関する科目
	各教科の指導法	⇔	第3欄	教科教育法に関する科目
	特別活動の指導法	⇔		特別活動に関する科目
	道徳の指導法	⇔		道徳教育に関する科目
	教育課程の意義及び編成の方法	(新設)		

平成29年免許法施行規則改正に係る新旧読み替え表

栃木県が開設した認定講習について、下の表の⇔のとおり新法・旧法相互に読み替えることができます。

(この読み替えは栃木県が開設した認定講習のみ適用できます。他県の認定講習や大学の通信教育で修得した単位を読み替える場合は、個別に主催県、大学にお問い合わせください。)

新法(現行法)の科目・事項		旧法(H10~H30)の科目	
科目	事項	科目	
第2欄 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	教科に関する科目	
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		
第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
第4欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	教育課程の意義及び編成の方法	
		各教科の指導法	
	特別活動の指導法	特別活動の指導法	
		道徳の指導法	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導の理論及び方法	

令和3年免許法施行規則改正に係る新旧読み替え表

栃木県が開設した認定講習について、下の表の⇔のとおり新法・旧法相互に読み替えることができます。

(この読み替えは栃木県が開設した認定講習のみ適用できます。他県の認定講習や大学の通信教育で修得した単位を読み替える場合は、個別に主催県、大学に問い合わせてください。)

新法(現行法)の科目・事項		旧法(H10～R3)の科目	
科目	事項	科目	
第2欄 教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	第2欄	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)
第4欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	第4欄	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)